

塚本山古墳群（第3次調査）

— 雷電山地区 —

児玉町遺跡調査会報告書 第12集

つひ もと やま の ぶん ぐん
塚本山古墳群 (第3次調査)
— 雷電山地区 —

2002

埼玉県児玉町遺跡調査会

序

ここに報告する塚本山古墳群第三次調査にかか
る雷電山地区は、児玉町の北部に位置する間瀬自
動車の本庄・児玉インターチェンジに近い「段
見山」と呼ばれる丘陵上に付属しております。こ
のたび資料館の基地局が建設される地点は、フ
ーカーセルラー東京株式会社のご協力により、古墳
の所在する地点を調べて設置していただきました。
しかし、この地域は古くから様々な土地利用をさ
れてきており、直続古墳の現状変更が避けられ
たといえ、その隣接地におきましても様々な歴史
的な痕跡が残されております。これらもまた、永
い歴史を経て今日まで残されてきた重要な文化遺
産です。

このたび、やむを得ず現状変更された埋蔵文化
財は、ここに記録として保存し、永く後世に伝え
ることになりました。この土地に残された歴史の
営みの数々は、将来の私たちの住みよい文化的な
生活環境を創づるためのひとつの指針であり、
これらを守り、伝えて行くことはもとより、遺跡
理解のために生かしてゆくことが、これからの文
化財行政の課題ではないかと考えております。

ここにこの発掘調査報告書が刊行できましたこ
とは、フーカーセルラー東京株式会社および建設・
国土に携わった清水建設株式会社の御協力をまじ
めとする関係諸機関ならびに関係各位御機のご協
力の賜と深く感謝いたします。このさきやかな報
告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一
歩であるに過ぎませんが、この地域の住民皆様は
もとより、教育・研究にたずさわる皆様のご参考
となりえるならば幸いです。

平成13年3月6日

児玉町遺跡調査会
会長 菅 兵 文 兼

例 言

1. 本書は、河内麻生三郎氏（利大宇下浅見学園館50111番地に居住する、熊本県古橋町宮崎火燭夜（熊本市西区）の刀匠兼金付師である。
2. 発刊趣意は、移住地筑前県（第一級指定都市である福岡県）の地に生立つ植民文化財保存事業として、平成13年度に筑前町遺跡調査力が実施したものである。
3. 発刊調査および整理・編訂者にせした執筆者は、株式会社フーコー・セムラー東京の書誌会である。
4. 本書に携わる学術調査の担当は、筑前町遺跡調査委員会筑前県内務課および松澤浩一があたり、また、本書の編集は、筑前県教育の協力を得て松澤浩一があたり、執筆については松澤浩一および松澤があたり。
5. 築前時代の古器の調査、整理状況については、片上真由紀に調査力を要した。
6. 発刊調査及び本書作成にあたって、記の古々や機関から調査室・資料力を蒙った。（以下同、敬称略）
赤瀬浩一、長川久人、津田敏光、片上真由、北内幸之、大塚透朗、宮合明弘、金子孝男、小西川立己、山本久、宮本和俊、藤崎 誠、菅谷の之、大工原重、宮崎一夫、高村敏雄、岡村 誠、千原 亨、阿部川幸治、高野成之、中尾典一、長尾海輝、中村幸平、長谷川浩、マ田敏之、堤田 信、大山 誠、宮本直樹、矢内 隆、山内隆弘、中 野直、筑前県教育文化財保護課、筑前県教育委員会、筑前市教育委員会、筑前大学本邦考古資料館、筑前県歴史文化財調査事業課、筑前県文化財調査委員会、筑前大学考古学研究会
7. 本書作成の主な外部関係は、次のとおりである。
原典制作・監訳（松澤浩一、古林八重子、中塚好子、新井了徳）
資料写真・監訳（松澤浩一）
その他（筑内信彦、松井敏夫、山口朝代、堀 敏雄）

児玉町道跡調査会組織

平成12年度（任期満了）

会 長	菅 井 文 雄	児玉町教育委員会教育長
	副 長 三 郎	児玉町文化財保護審議委員長
理 事	藤 本 守 雄	児玉町文化財保護審議委員
	吉 川 晋 裕	児玉町文化財保護審議委員
監 事	大 塚 勲 雄	児玉町商工課長
	高 上 隆 博	児玉町農林商工課長
専 務 員	高 平 博 典	児玉町土木課長
	立 花 勲 雄	児玉町都市計画課長
調 査 員	吉 川 尚 雄	児玉町社会教育課長
	小 島 和 子	児玉町文化財保護審議委員
調 査 員 補 助 員	中 林 一 雄	児玉町総合政策課長
	永 塚 清 一	児玉町社会教育課長補佐
調 査 員 補 助 員	藤 本 隆 雄	・ 文化財部長
	吉 川 尚 雄	・ 文化財部主任
調 査 員 補 助 員	藤 本 隆 雄	・ 文化財係主事
	吉 川 尚 雄	・ 文化財係主事
調 査 員 補 助 員	大 塚 勲 雄	・ 文化財係主事
	小 島 和 子	・ 文化財係主事
調 査 員 補 助 員	中 林 一 雄	児玉町道跡調査会調査員
調 査 員 補 助 員	藤 本 隆 雄	児玉町道跡調査会幹事員

平成13年度（任期・暫行）

会 長	菅 井 文 雄	児玉町教育委員会教育長
	副 長 三 郎	児玉町文化財保護審議委員長
理 事	藤 本 守 雄	児玉町文化財保護審議委員
	吉 川 晋 裕	児玉町文化財保護審議委員
監 事	大 塚 勲 雄	児玉町商工課長
	高 上 隆 博	児玉町農林商工課長
専 務 員	高 平 博 典	児玉町土木課長
	立 花 勲 雄	児玉町都市計画課長
調 査 員	吉 川 尚 雄	児玉町社会教育課長
	小 島 和 子	児玉町文化財保護審議委員
調 査 員 補 助 員	中 林 一 雄	児玉町文化財保護審議委員
	永 塚 清 一	児玉町社会教育課長補佐
調 査 員 補 助 員	藤 本 隆 雄	・ 文化財部長
	吉 川 尚 雄	・ 文化財部主任
調 査 員 補 助 員	藤 本 隆 雄	・ 文化財係主事
	吉 川 尚 雄	・ 文化財係主事
調 査 員 補 助 員	大 塚 勲 雄	・ 文化財係主事
	小 島 和 子	・ 文化財係主事
調 査 員 補 助 員	中 林 一 雄	児玉町道跡調査会調査員
調 査 員 補 助 員	藤 本 隆 雄	児玉町道跡調査会幹事員

目 次

序

例言

H次

第I章 発掘調査の経緯 1

第II章 遺跡の地理的・歴史的環境 3

1. 地理的環境

2. 歴史的環境

第III章 検出された遺構の概要 6

1. 遺跡の概要

2. 遺構の概要

3. 遺物の概要

第IV章 児玉郡における丘陵部の開発とその地位 13

1. 古代における土地利用の形態

2. 中世における丘陵部の開発

3. 児玉地域における丘陵部の地位

写真図版

報告書抄録



圖 1 龍山山頂附近第三次測量地形圖

第1章 発掘調査に至る経緯

平成12年4月27日、埼玉県文化庁長官と埼玉県下流尾字野場山山頂遺跡における発掘調査（ツーカー・セムラー東京気流研究所発掘）（第一発掘調査報告書）による発掘記録）を調査員らに基づき、野場山遺跡内における埋蔵文化財の存在及びその範囲についての調査結果および試掘調査の結果が、埼玉県教育委員会に提出された。当該記録は、発掘の埋蔵文化財発掘地である野場山山頂遺跡（以下「野場山」）に該当しており、同年5月20日に試掘調査を実施した場所においても、野場山遺跡内に埋蔵文化財が存在していることが確認されるとともに、この点について考えられることである記録の一部等が送附・受け取られた。

発掘の経緯

埼玉県教育委員会は、この試掘調査の結果を受け、平成12年5月22日に試掘の結果を調査するとともに、この点を確認するように建設予定地内の詳細調査を指導した。これに基づいて、建設地地権者らにかかる調査および埋蔵文化財等の発掘の設置位置を、当該調査にかかる敷地内で約100m先に移設することによって、発掘等のもの埋蔵状態は確認されたが、工事による埋蔵文化財への影響が避けられないところから、中野を待たず埋蔵文化財の保護については発掘調査を実施する必要があると見做された。以上の経緯・調査結果を踏まえて、埼玉県教育委員会の発掘に基づき、埼玉県発掘調査会と株式会社ツーカー・セムラー東京との間で埋蔵文化財保存事業委託契約を締結することで発掘調査を実施することとなった。

調査の手続き

平成12年5月20日に株式会社ツーカー・セムラー東京気流研究所（以下「文化財保護法第70条の2第1項及び文化財保護法施行令第3条の2第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出され、また、埼玉県埋蔵文化財調査会会長近文館から文化庁長官宛に発掘申請書（第一発掘申請）および文化財保護法施行令第3条の2第1項の規定に基づいて「埋蔵文化財発掘届出の届出について」が提出されたので、埼玉県教育委員会は、同日、埼玉県教育委員会教育長あてに申請した。

これらの届出に基づいて埼玉県教育委員会から、平成12年5月23日には敷地第1-2-20号で株式会社ツーカー・セムラー東京気流研究所（以下「埋蔵文化財発掘地」）における「上層工事」について、の調査が、同日付で敷地第1-2-20号で株式会社埋蔵文化財調査会会長近文館に「埋蔵文化財発掘調査について」の通知があった。なお、当該調査は、埼玉県埋蔵文化財調査会によって平成12年7月13日に開始され、8月31日に終了した。

（埼玉県教育委員会から文化財保護法第70条の2第1項に基づく埋蔵文化財発掘申請書）



序	名 稱	序	名 稱	序	名 稱
1	遺址の境界線(推定)	18	土間敷(推定) (10)	35	瓦葺き(推定) (10)
2	遺址の境界線(推定) (10)	19	土間敷(推定) (10)	36	瓦葺き(推定) (10)
3	土間敷 (10)	20	土間敷(推定) (10)	37	瓦葺き(推定) (10)
4	土間敷(推定) (10)	21	土間敷(推定) (10)	38	瓦葺き(推定) (10)
5	土間敷(推定) (10)	22	土間敷(推定) (10)	39	瓦葺き(推定) (10)
6	土間敷(推定) (10)	23	土間敷(推定) (10)	40	瓦葺き(推定) (10)
7	土間敷(推定) (10)	24	土間敷(推定) (10)	41	瓦葺き(推定) (10)
8	土間敷(推定) (10)	25	土間敷(推定) (10)	42	瓦葺き(推定) (10)
9	土間敷(推定) (10)	26	土間敷(推定) (10)	43	瓦葺き(推定) (10)
10	土間敷(推定) (10)	27	土間敷(推定) (10)	44	瓦葺き(推定) (10)
11	土間敷(推定) (10)	28	土間敷(推定) (10)	45	瓦葺き(推定) (10)
12	土間敷(推定) (10)	29	土間敷(推定) (10)	46	瓦葺き(推定) (10)
13	土間敷(推定) (10)	30	土間敷(推定) (10)	47	瓦葺き(推定) (10)
14	土間敷(推定) (10)	31	土間敷(推定) (10)	48	瓦葺き(推定) (10)
15	土間敷(推定) (10)	32	土間敷(推定) (10)	49	瓦葺き(推定) (10)
16	土間敷(推定) (10)	33	土間敷(推定) (10)	50	瓦葺き(推定) (10)
17	土間敷(推定) (10)	34	土間敷(推定) (10)	51	瓦葺き(推定) (10)

圖2 遺址の主要部分

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

本報告にかかると「野山古墳群」を擁する丘陵「西尾山丘陵」は、第三紀の浅成帯の「丘陵」である。この丘陵は、東側に二つの支峰をもち、これによって「西尾山」・「大久保山」・「塚本山」等と呼ばれる支峰に分かれている。この「西尾山丘陵」は、丘陵を流すやがてに割られた溝立丘を有しており、丘陵の西麓から突出した遺跡を有している。この丘陵が位置する周辺の地形は、西尾山丘陵としての「溝立川扇状地」であり、尾瀬湖を舟形町東山付近に、宇津湖を木の本谷の奥まで支配する扇状地により、尾瀬湖から扇状地までの北西進行の傾向を呈する。

丘陵の成因

この丘陵の成因は、利根川水系に属する「金堀川」・「赤瀬川」水系の河川である「女瀬川」によって開削され、それらの上流に現在水田となっている。これらの水田は、扇状地縁部の遺跡を沿うまで認め、(見玉山型) (遺跡、1989年)、(今津山型) (遺跡、1990)、(四方山古墳) (利根川、1990)、あるいは「女瀬扇状地」と呼ばれる、一帯の地形をもつ水田地帯を構成しているものである。この河川の成因にかかると西尾山丘陵は、拡大で代わった扇状地を構成し、水田縁部の扇状地縁部となっている。また、「西尾山丘陵」の南側は、かつては「舟瀬川」と呼ばれた利根川水系に属する利根川の「小山川」によって開削されているが、丘陵に接する丘陵においては開削されている範囲は狭く、扇状地→河川縁部となり扇状地水田は連続している。

これらの河川は、扇状地縁部のため流して水量が少なく、とりわけ「金堀川」については伏水する区域を有している。また、これらの河川は、二重川支流系に属する上流山縁部に水源を有しており、河床は扇状地縁部の縁部によって開削されている。

2. 歴史的環境

ここでは、本報告流域の位置する「西尾山丘陵」とその周辺における縄文時代の土壌利用の状況を主に考察してみたい。しかし、今日の調査による遺跡の発掘は、極めて初期であり、この「丘陵」の縄文時代の発掘についてはまだ知られていない点が多いといえる。「大久保山」周辺の発掘については、早稲田大学本庄校遺跡をはじめとする発掘調査の成果に基づいて一定の発掘について言うことが可能である(図1)。

縄文前期～前期

「西尾山丘陵」の水田縁部においては、縄文前期の発掘調査結果があり、丸形坑→溝状の土壇遺跡や新石器をもつ土壇遺跡が、小輪西に集中的に高

上していることが知られている（図3）。おそらく、この遺物群や地域は何らかの祭祀場に関わる、居住を伴う半遊牧的ないしは比較的長期間におよぶ遊牧場として捉えることができるであろう。また、この丘陵部では縄文中期の「戸栗式系」や「穴籠式系」あるいは「金谷式系」の両形式の上層部も確認されており、それぞれ比較的単純な遺構であるが、早期集約の上地利用形態の成立の様相を窺うことは難しい。

縄文中期では、早稲田大学中校跡内で、その西端から計水巻に関する両形式の上層部をはじめとする遺物が検出されているが、中でも竪溝式式層の上層部が比較的多く検出されているようである。しかし、上層部遺構についての情報の特選との異なる解釈関係を確認することは難しいであろう。

縄文中層

縄文中層では、大久保川流域において竪溝式式水巻の遺物群が検出され、また「無骨刺式式系」を主体とする遺物群が検出されている。いずれも遺物群や区域が確認されているが、型穴住居群は検出されていない。また、この丘陵の南半部と丘陵における阿古台式等をはじめとする早期の上地利用時は、明確的な生活遺構の検出が認められないという点に、ひとつの物事を思い出すことができる。しかしながら、「生野の土器」の発掘後に仮設する豊井塚地域の経緯では、縄文中層前半の住居群「群」が検出されている点にも注目しておくべきであろう（図3）。

このような経緯における縄文中層の遺物のあり方は、この地域に大規模集約が出現し居住する縄文式式水巻の時期に機先を捉え、あるいはこの時期に変化が生じ、これらの集約群が形成される経緯に比喩的丘陵における上層部が展開することにも注目しておくべきであろう。このように、これらの住居形態に由来する遺構は、拡大な水巻形態に集約を促す大規模集約が開始して設置されている集約域を構成する、初期集約群（穴籠地、1000）、古戸「遺跡」（窪池地、1000）や新宮遺跡（窪池内、1000）等のあり方と比較すると極めて初期的であると見做すことができる。また、「浅見山遺構」のような平原部に形成して置かれた「丘陵」の中層の遺構は比較的単純な形に対して、上層部に集約する広い平野部を統括する丘陵部における遺構が、比較的大規模な集約を形成するような遺構形態を採用していることも、初期的なあり方を示しているといえてよいであろう。

以上のように、「遠見山丘陵」に由来する縄文式式水巻や水巻では、遺物群が極めて多く、丘陵上の平野部等を広く利用するような土層の山頂部が形成されていたとは考え難いのに対し、前期後半において丘陵部的ではある広大な集約群が生じ、中期においては丘陵部の一定の質的な集約～集約形態が形成されるであろう。

開拓史・地理においては、戸籍部の資料が呼び寄られた資料が提供されるに過ぎない状況へと変化し、戸籍部等の資料が抽出されている調査地域（鈴木、1997）、児童福祉施設（宮川）、志賀村文化資料（北原）等が戸籍部ではなく、調査地や小河川河川に面する自然的景観の地点に設置していることに注目しておくたい。このような最新の戸籍状況は、各地等における調査員の減少傾向とともに、土木河川部等の変化とも相関があるものと思われる。

古墳時代の遺跡

なお、ここに着目する原本の調査地の区域は、その一部が児童施設（項川池、1975-飯木池、1990）されているが、これ以外の調査地は良好な保存状態を保持している（木下西枝考古学館、1970）。また、付近の古墳時代の集落遺跡には、河野下遺跡（河野池、1971・志賀内、1980・1989）、飯木塚遺跡（飯木池、1979・志賀内、1989）、飯山遺跡（志賀内、1990）、飯野遺跡（志賀池、1982・1989）、下野遺跡（飯野池、1976）、野倉谷遺跡（河上、1990）、東牧原分遺跡（志賀内、1992）、向野遺跡（飯野池、1994）、土宮遺跡（飯野池、1994）等がある。これらの集落は、「大槻川」に沿った自然環境や飯野池上を基として広域する傾向を認めとることが出来る。

古墳時代以降では、これら古墳時代の集落は遺跡に限定する傾向を見せ、広大な平野を越える本庄会館上へと分掌の中心を移している。なお、本調査地点に近い、大久保山遺跡等については、古代→中世の集落等についての詳細な報告がある（宮川）。

（日本 総論）

註

- ① 東野山古墳群を代表する大久保山遺跡をはじめとする総論時代の遺跡等については、北原、飯野山古墳群の古墳群に絞って報告した。ここが記して報告します。
- ② 児童福祉施設（木下池）の資料と遺跡の資料の両方については、古墳時代の資料が「飯野池」の池だ。
- ③ 飯野山古墳群に併存する古墳時代の遺跡（飯野池、上野野遺跡）は、古墳時代の資料の中心が飯野池にのびた一帯の集落であったが、飯野池の周辺十数メートルの距離に建設されている。しかし、遺跡や遺跡からの発見から、この地点に古墳群の遺跡群を建設することは困難であるといっているであろう。
- ④ 伊東の古墳群は、調査の調査と併せて調査結果によって整理されている。総論は、飯野山古墳群であることが確認されている。
- ⑤ 飯野山古墳群は、戸籍部の調査の地点で発見された古墳群（飯野池、1991）及び飯野山古墳群の池によって建設されているが、飯野山古墳群の発見は、飯野山古墳群を中心とする古墳の集落遺跡であることが確認されている。
- ⑥ 飯野山古墳群を中心とした古墳時代の古墳の遺跡については、東野山古墳群の古墳群の大久保山古墳群の「遺跡の報告」（鈴木と北原、1979・1980・1989、1990・1994・1999・2000）に記述されている。なお、本調査報告でも報告しているためであるため報告された。

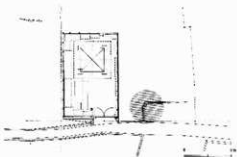
第四章 検出された遺構の概要

1. 遺跡の概要

本遺跡は、岡山県児島郡北土庫大字下茂北字豊盛山1130に所在し、「岡山県遺跡調査」の第11-1期1、熊本方面沿線に該当している。すでに岡崎自動車道沿線に伴い、神戸建設庁委員会によって発掘調査が実施、報告書が行方されている地区を第一次調査地点（遺址名、1977）、またそのすぐ隣に在り、更に岡崎建設委員会によって発掘調査が実施、報告書が行方されている地区を第二次調査地点（遺址名、1978）、そして本報告を第三次調査地点と呼称する。

本遺跡遺跡の位置は、浅見山千段の西麓沖高地に位置し、第一次、第二次調査地点の北側の丘陵に相当する。本遺跡調査の標高は標高約100メートルを測り、調査区内における標高は約100メートルを測り、周辺の北麓又は西麓を測る比較的低い丘陵である。

本遺跡に先だつての、第一次、第二次調査等の周辺における発掘調査、古墳群分布調査報告（本庄高松考古学部、1974・昭和、1984）などにより、当該調査地系域の遺跡や古墳群についても、古墳群調査や古墳の存在が明らかになっていた。本調査区の調査地点にも小規模な古墳が確認されていたことを踏まえて、発掘調査を行った結果、当該の発掘調査地は下茂北字内に古墳の存在が明らかとなり、遺跡の一部も検出された。



第3回 調査区域と調査地点の位置

提出された遺物は、本層内では詳細な時期は不明であるが縄紋時代の遺物と
考えられる土器1基、遺骨に比定される土器1基である。遺物の時期は、本層
内及び第一、第二土層から、縄紋時代草創期から中期、古墳時代～平安時
代の混合遺物であるといえよう。尚、本層内書で使用している遺物番号は、本圖
中で遺物の番号を使用している。

2. 遺構の概要

第3-1号土層 (例5図 図面4-1)

調査区北側の傾斜面に検出された、平面がほぼ矩形を呈し、南北方向に長軸を
もつ、周長は長軸約180cm、短軸約100cm、溝敷面からの深さは約20-30cm、さ
らに遺骨層が約30cmを隔ち、中は遺跡時にやや傾斜して立ち上がり、遺跡に傾斜
などの影響を受けて、ほとんど平版ではない。層上は、暗褐色土を主体とし、
西阿蘇系A類石を含む、遺物に検出されていない、本土層の縄紋時代に、出土遺物



例5図 塚本I古墳群第3次調査地点全圖

がないため明確にはできないが、層上の状態から近世後や以降の所産で、さらに陶木皿の可能性も考えられる。

第3-2号土器（第5回 図版4-2）

調査地域内の平畑岡に位置している。平面形は楕円形をなし、北東から南西方向に長軸をもち、縦軸は長さ23cm、横軸約20cm、断面からの厚さは約2.5～3cmで、厚さが約3cmを越える。壁は両面的にやや傾斜して立ち上がり、断面は平直である。土質は、黄白色を主体とし、ローンプロックを少量、ローム状、白色砂りを含み、遺物に挟み込まれていない。本土器の採取場所は、出土品がないため明確にはできないが、層上の状態から縄文時代の所産と考えられる。



3. 遺物の概要

1. 縄文土器（第5回 図版6）

本遺跡からは、縄文時代に属すると考えられる土器が全部で8点出土している。これらの土器は基本器形の器Ⅱ型から出土している。1は口縁部の破片である。2～8は胴部の破片である。1は、内側は内外面共に黄褐色である。外面には細かいナズが施されている。内面は黄褐色で、砂粒、土砂粒りが含まれている。2は、外面は外面は灰色で、内面は黄褐色である。施文に単純縄文線を施文し、横走する状態を示している。土質は黄褐色で砂粒、片割れが作られている。3は、外面は黄褐色で、内面は黄褐色である。内面には細かいナズが施されている。外面は黄褐色から内面より黄を帯びた土質によるナズが施されている。土質は黄褐色

で、砂粒が多く、白色粒子、黒炭粒が含まれている。内面は土層のなごり土層がある。4は、外面暗褐色で、内面は灰白色である。内面には細かいナズが埋まっている。外面は分りにくいが腐植が埋まっている。土は砂粒が多く、白色粒子、黒炭粒、砂粒多数が含まれている。内面は腐植土層になっている。5は外面暗褐色で、内面は暗褐色である。外面は土層によるナズが埋まっている。内面にナズが埋まっている。赤土は腐植で砂粒、白色粒子が含まれている。6外面暗褐色で、内面は暗褐色である。外面は土層によるナズが埋まっている。内面にナズが埋まっている。土は腐植で砂粒が含まれている。7～8は、土質別土質式土層である。4～6は腐植層から中層と考えられる。



図6図 土質別土層式

2. その他の土層 (図7図 同前6)

7は試掘時同時に埋設された土層から採上げた土層土質である。内面は、灰白色である。口径が11.5cm、筒長は60cmである。試掘はコクサ成形で、外面は粗ナズで埋められている。11層幅が狭く、口周部は、やや砂質土層である。8は、ややゆるように選ばれる。赤土は腐植で、砂粒、白色粒子が多く含まれている。また多数の黒炭粒、心黒粒が含まれている。筒長は30cm、筒長は9層幅中に比定される。赤土は赤野土質土層であると推定される。

(図7 同前)



図7図 土質別土層式



图 2 区背斜土層構造圖



图 3 区背斜土層構造圖

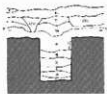


图 4 区背斜土層構造圖

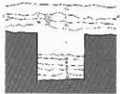


图 5 区背斜土層構造圖

图 6 区 背斜土層 1



3. 石 器

本遺跡からは縄文時代に属すると思われる石器が4点出土した。内訳はスクレイパー 2点、射撃心骨1点、射撃石片葉形薄板片1点、網目印点である。石片薄板ではチャート2点、黒岩砂岩、ホムンフェルス1点、砂岩1点である。そのうち石目の細目は無形遺物とする。心骨以外では埋入痕4点（網目印2点、板山印と砂岩片1点）とごり跡1（砂岩片）が多数出土した。

これらの心骨は基本発掘の第V区から発掘されて出土したもので遺構に併存したものではなく、埋土土層も少ないことから、石器等の検出する時期は不明である。しかし、土器製のスクレイパーについては法相図及び製作技術から判断して単発掘に併存する心骨であると考えられる。ここでは主な心骨について図示した。



図10 射撃心骨(土器製)

縄文時代の石鏡 (出土・石目 両面付)

1は鏡を両面から出土した丸板状のスクレイパーである。石器製の硬質薄片を原料とし、円形調整法によって半両面加工が施されている。表面心部以上半部には発露調整法が施される。石材は青灰色のチャートである。スクレイパーとして分類したが表面の研みを除去している点や尖部部を保持している点から石鏡(丸板鏡)の可能性も考えられる。2は法相平山遺跡から出土した木目スクレイパーである。網目印の痕跡を保持し、直線打撃による調性が残されている。石材は黒岩である。3は北沢川遺跡から出土した実質の板形打撃石片である。表面が欠損している。縁部部分の断面を調整打撃によって磨削している。石材は砂岩である。(出土 板山)



図11 石鏡(木目製)

第IV章 児玉郡における丘陵部の開発とその地位

— 浅見山丘陵における土地利用形態の推移 —

はじめに

児玉地域における土地利用の様相については、深遠な歴史の連続と早稲が地域をもった水田を中心に分析が進められてきたといつてよい。しかし、ひとつの例外の土地利用形態は、一定の体系をもとに形成していると考えすることができるであろう。このような体系が歴史的に継承しているのは、人間活動史の移行過程として捉え取ることができるが、これらの判断に接近するためには種々な土地の利用形態の分析を通して、それぞれの利用区分にかかる土地類型を具体的に把握する必要がある。

ここに採集した「御本宮内伝抄」を撰する所産「浅見山丘陵」は、「浅見山・「大久保丸・「塚本丸」等と呼ばれる一連の丘陵部の「丘陵」である。この「丘陵」については、早稲田大学本学館内の発掘調査によって、漸次その様相が明らかとなり、「大久保山」周辺の縄文の集落に始まり、豊前集落が形成されている(図1)。

本章の構成

ここでは、これらの成果をもとに、この「御本宮内伝抄」の産地が、「浅見山丘陵、周辺の丘陵部の土地利用と開発」についての覚書を探し、かつて整理したことのある、児玉郡における土野の村誌(児玉、1968)の「地」について、この「浅見山」という「丘陵」にかかわる小区域についての調査を試みるながら、児玉地域の「丘陵」への開発形態の一般化へと注目を試みるものである。言い換えると、本章は「丘陵」という地が歴史的に区分された土地の利用形態を、他の「丘陵」と比較するとともに、「丘陵」以外の周辺の土地と対比的に捉えることによって、この地域の土地利用形態を、その区分の整理を踏まえた空間的な区分や地理体系の様相を含めて具体的に把握し、それぞれの土地類型の関係を構造的に捉え直そうとする試みである。

1. 古代における土地利用の形態

1. 古墳時代における土地利用形態

古墳時代における「浅見山丘陵」の土地利用を考えると、この「丘陵」の北側に位置する浅見山1号墳(本宮市史編纂室、1986)と大久保遺跡群が形成され、基壇としての「丘陵」の位置づけの前半が認められることに非違すべきである(図2)。さらに、「大久保山」の丘陵先端部に、「古式古墳」としての浅山1号墳、前々2号墳(大久保、1968)等が建造されている。このような丘陵部の「基

域としての利用形態の形成は、これらの土地に対する制度の変遷を前提としていることには、その自給的な土地利用や収益への制約の解除を要するものである。ちなみに、「生野山荘跡」には高尾製塩場（記3）や金剛山荘古城（坂本他、1990）、生野山荘平塚穴洞（藤岡、1960）、筒止丘陵（北見山産城（坂本他、1990・池内、2001）が占有しており、片側面にそれぞれ「古式遺蹟」が刻印されている。ともあれ、このような「古式遺蹟」は、この地域の歴史と連続を伴った自然的な資源との関係を窺わせるものであり、その価値を顕著するある種の「景観」の一端として、区域への定着や存続が行われたと推定もできておくべきであろう。

古墳群の古地

古墳時代後期には、平野部近の隣接地点にも単純な古墳が確認されている【図】。これらの後期古墳の古地は、既に指摘されているように生野域から丘陵の裾野部まで広がられる「見えない広域」であり、他の「古式遺蹟」が周辺域から発見できる古地をとるに等えられることが前提である。このような古地と遺跡との位置関係は、日常世界と非日常的世界を区別する世界との関係性の表出であろう。このような「塚本古墳群、西山他、1977・本町高校考古学部、1978・藤本他、1991）の形成は、その区域内に方墳形古墳群と共存する形質が確認されており、これらが隣接しながらも構造的に別な位置を採用しているところから、前者に適用としての明確な種別関係を認めることができる。

このような方墳形古墳と後期古墳の共存は、塚本古墳域以外でも、茨木市東山山古墳（長岡、1991）においても確認することができる。ちなみに、東山の古墳群の古地分布のように明らかな方墳形古墳が、既に構成される古墳群内に一定の距離を占めており、またそこから考慮している生野山荘や筒止丘陵である可能性が高いという点にも留意しておきたい【図】。このような地帯の転換と、古墳の転葬者などの種別関係があったかどうかは定かたではない。ただ、何れにせよ自給古墳群内に一定の定着を占めていることは注目しておくべきであろう。

河川と森林利用

このような土地利用の形質とその動向の連続的継承性は、その過程にかかると人々の生活上の実効的な関係をも強いものである。ともあれ、通常には河川流域においては、塚本が伝統される一定の制度が形成されていたと考えられる。このような「塚本の古墳群、の形成（区域としての存在性）」に知られる。東部の生野山荘跡への関係は、もちろん古墳河川の集積材としての河川の確保へ意識にかかると「舟形田（見山山田）」との連続の関わりも想定している可能性もある。しかし、このような自然的状況は、右側を構造的に用いることのない塚本山古墳群内や生野山他跡の方が関係も深められた形質であり、おそらく丘陵の上部部の利用形態とも関連がみられる。また、塚本古墳群

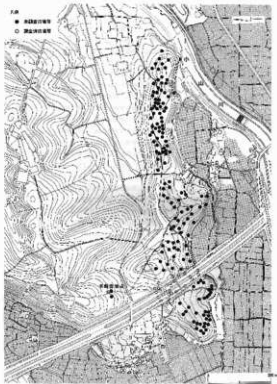


圖11 圖 11 新竹市古蹟點之調查點位

管内の一部の古墳には、舟形川から採取される粘土質砂ではなく、内丸石山山石を焼成材にもつ瓦器も認められることから、古墳群域の設置が単に石野の遺跡的敷人の区画に還元できない状態を含んでいるものと考えることができよう(図6)。このような古墳群の内連動性については、左耳流域における他の古墳群の古墳群とも共通性や対応性が認められるところから、この地域における「豊前古墳群」のひとつの利基形態として捉えることができるといわれてよいであろう。

土地区分の整理

したがって、このような見解をそれぞれの古墳が、相互に対応するように土庫利基上で区分される背景には、歴史的な土地の区分とは別系列の歴史的な必然的な見解と、これに対応するある種の空間意識が存在していたことを想定すべきであろう。あるいは、「女流川」に沿った「富野一帯地」という人為的に設定された行政的領域と、左耳山丘陵に囲まれた舟形川流域に位置する古墳群という、ある種の私的な領域としての「私野」が、歴史的に互いに編み込まれ、空間認識されている関係も想定することができる。また、古墳群においてはこの両者の区別を担う舟形の土庫河川においては道標等の標識が極めて稀であるところから、ある種の自然的な公共用施設として機能されていたことを想定させるものである。つまり、この流域の土庫利基形態を概念的に捉え直すとすれば、「女流川」の河原に沿う自然地形や地形を地上に聖域が展開し、その周辺に水田等の農地が展開し、豊饒の新しい丘陵地帯が、古墳群の私置する舟形山丘陵を経て、近郊部等を含みながら「舟形川」に広がるという、土地利用の空間関係が認められ、これが「女流川」と「舟形川」に沿って連続的に連なっているという傾向を読みとることができる。

ちなみに、古墳群域で行われた調査は、公理の調査区とは別に、その遺物の調査から見ると、無形や無地で見られる石製農具品や土製土器を伴った原始的な集落行為とは異なる典型的な農耕行為を営むとする読み合わせを求めているところから、異質な植民的行为自体の内部に不明であるといえ、これらの区域が相互に対応的な「場」として、歴史的に異なる農耕行為を営まれていることを留意に読みとることができようであろう。言い換えれば、この流域における古墳時代後期の土庫河川は、連続的に東西された自然的な集落された豊前一帯丘陵の区域と、これによらない連続的な農耕の展開でこれらの区域の内部に位置する舟形帯性を帯びた典型的な私置な私置という、歴史的に区別された空間的な単位を組み合わせた、元の土庫河川形態と東進しつつ連続的に構造化され、金満川・舟形川水系に相当する「女流川」と「舟形川」(図「小山川」)に沿って連続的に再構成されている面として捉え直すことができるであろう。

つまり、この流域の上層は、深淵を前提とする水庫農耕を軸とする構築され

た土地と、河川流域である河段等の土地が、例えば、制度的な水権と生態的な環境というような概念的な対立軸に立つた、ある種の価値観をもっていると思えることが可能であろう。加えて、建築（河川）と水環境（河川）を軸とする自然の環境に関わる法的な論理が、ある種の自然・文化制としての価値観に基づいて異なる価値を媒介し、これらの土地に反映されているのである。

b. 寛政期の共同用益地と用益権

享和時代後期には、「伏見山立地」付近の低地地の水田へと自然地上の集落の集積が大規模に行われ、土地と用益権の一部にも集積が進行するなど、集落や河川の付近の従来の共同用益地が縮小を余儀なくされたことが特定しうる状況である。これに加え、先に似たような河川の河川敷等に大規模な古墳群としての集積が設定されているわけであり、古墳群の区域の法的的な分割や共同用益地の集積や中絶と法的的な土地の区分の集積が予測されるであろう。このような古墳集積の発生は、元の共同用益地の九地権を継承するとともに、「古式古墳」の占拠した水田古墳の発生する土地の分割的配分という側面も積極的に追加すべきである。すなわち、享和時代後期以降になると、「大久保」の付近に占った地点に集積の設置が開始されるが、古墳群における土地の割付区分と、河川「山立」の河川との関係にも関与して行くべきであろう。

古墳群への集積

寛政期における集積の干渉部への拡張現象は、単にそれぞれの集積による小規模な単位によって集積を自ら進めに行ったことを示すものとは言い難い。このような小規模な集積の形成した河段部については、付近に前代の集積群が存在することも多く、これらの土地が少なくともある種の共同用益地の一角を構成していたことを想定してしかるべきであろう。したがって、このような集積の発生する土地自身が既に小規模の存在として位置づけられたものであるとすることはできず、また集積群の形成視野になんらかの形が設定されていないものとも考えることも難しい。つまり、小規模な集積が干渉部に出現する背景には、なんらかの形において伝統的な共同用益地にかかる土地が分割され、小規模が出現することが社会的に認められることがある。したがって、形式的には単位の集積の発生に関わらず、内容的な社会的集積もこのような河川の集積によることは正確であるといえる。自然を継承したるより土地の集積関係を整理すべきであろう。

このような集積の干渉部への集積の背景には、神皇正統記を中心とする水田の河川が集積に連し、新しい土地への集積の集積をなす集積の集積が行われていたことと無関係ではないであろう。他方では、主として集積集積や集積が集積する集積であるといえる。土地の集積に認められるような集積の集積は、

庶業一次的な労働環境である愚民等の普及をも伴っていたことを容易に想定させるものである。またこれと同時に、これらの民間言語の普及条件がこれらの私的的に向々に区分できる状況であったことを暗示させるものであろう。また、本中江田博士「知識階級（本江田、1978）第29号付録記で多量に引用した東京農工大学等について、大田平次氏（大田、1980）は、この生活圏を過渡的な民間語と制度化的民間語が認められないところから、「一般庶民レベルにおける豊富な民間語の流通を想定されている点に注目しておきたい」ともあれ、このようなこの地域における民間語の普及が、深遠階級の民間や民間語の制度化的民間語の普及に存在していると考ええてよいであろう。

このような民間語普及の状況から考えるならば、民間や民間にかかると民間の労働力性、小規模な集落に認められるような集落によって進行されていることを想定させるものである。しかし、民間語等の普及に関わる労働力性、民間にこのような小規模の自立的な集落に認められるのかは疑問の残る点である。ともあれ、このような集落を構成する小規模の自立的な方向性を確認する点には行かないであろう。民間語の普及は、制度的な民間労働を必要とせず、民間性を維持させる方向性を伴うものである。このような「私的経済手段を政策的に規制する」ところに、在地民衆の民間語普及を促す必要である。

ちなみに、東方式に出現する土壌型大衆語に、民間の多様な影響に由来した民間語であり、上層民大衆語等とともに民間語を含む多様な民間語集落に由来した民間語構成であると考えられる（大田、1980）。このような土壌型大衆語等の集落としての普及と普及に認められるような、民間語の普及の制度的な普及の状況は、民間からの民間語の普及についての民間語の「私的自立的な集落」を示すものとして評価すべきであろう。

カマドの普及

かつて、東方式生活へのカマドの導入については、家父長制の成立に伴う多面的な普及と普及という形で論じられたことがある。しかし、今日的な民俗学研究において民間語の普及はこのような状況ではあり得ないことができない。しかし、カマドの導入にかかわる制度的な民間語普及に認められるべきではないであろう。このような問題を考えるときには、民間語と民間語の民間語について多くの民間語を論じられた民間語の民間語普及（大田、1980）は「民間語の普及」である。東方式生活から東方式生活への変化は、民間語のための民間語普及が前提であるという。民間語を普及させることには民間語でなければならないが、民間語の普及については民間語普及の前提として民間語の普及であるといえる。民間語の普及の「下」は民間語の普及の前提として民間語の普及の前提がある。民間語の普及と民間語の普及が前提されている。おそらく、カマドの導入の普及には、民間語普及における民間語の普及状況との関係

的な関係を同時にしておく必要がある。

ともあれ、このような多量の資料の調査から、読解においては各章や節の編纂に史料のすべてを盛り込むのではなく、原本の位置を行う資料の選択が一層化することが、読解における大規模な導入の前提に考慮されなければならぬ。このように考えるとき、史料の編纂にかかわる利益度が再編纂にかかわる情報の提供を含めて提供されなければならぬことを示しており、読者の後世には一定の便宜がもたらされる編纂が、従来のものに対して必要になっていたことが想定されるべきであろう。

古書時代の編纂

ちなみに、「反経」に記った聖徳太子に伝説する人海神な鳥居である高野山・伊弉波神社（高野山、1989・大野記、2000）では、寛弘の武蔵に属する熊野川・生野郡で編纂された古書「熊野川」と考えられる伝説が、すべてコナラと異クサエの語であり、これらが二本を構成する樹種であることは、彼らの居住地における樹種の構成を反映する部分があると考えることが可能であろう（バリエーション、2000、図1-1）。また、これらの樹種構成は、彼らの居住地における特定の利益が生活を作り出すものであることを示唆しているものと見做すことができるのである。

c. 鎌倉期における再編纂の利用

再編纂（再編）には、読者の読解のために変化が生じ、寛政前後（18世紀）に入ると林圀宗・古川元成（1800・中尾、1980）に見られるような広大な水田を以てする早稲田に大規模な集落が形成されるようになる。また、このような集落ととも、古来の谷に置いた集落を中心に集落が形成されることにも注目しておきたい。このような従来の集落における集落の調査においては、読者の後世としての日常的な利益の提供の問題も併せて考えておかなければならないであろう。このような大規模な「再編の集落」（図1、1989）は、従来の高野川流域に伝説すべき伝説を再編することによって形成された部分があり、これによって集落の再編もまた新しく計画的に再編されていると予想すべきである。このように読解には、再編的な利益にかかわる再編もまた集落の再編と相関をもち、読解的な編纂・読解されたことと読解される点、読解におけるこの集落の土地に関する読解の問題を考慮の上で再編しておくべきであろう。

また、この時期には、集落において読者集落をもった集落が安定し、「再編」をとりまく集落は新しい「人間集落」としての体系的な安定を見られるようになっていく。このような安定は、一方では「再編集落」の再編をはじめとする水田集落の集落によってもたらされている部分があり、集落と集落

系的を含む異地、およびその他の所置地等が体系的に編成されている点である。このことは、先に見たような種時代段階における異同性と、空間並列の地域の地相を考慮すべきことを示すものである。ちなみに、遺跡としての内城郭に相当する封土等も起った区域は、先に見た広大な高台遺跡に包摂する区域の中心的居住区域としての高台郭から、掘り下げた区域に位置している点にも注目しておきたい。この遺跡の空間的布置は、房総掘入川流域等がその位置を踏襲しながら、前代の行状の連続的区分が継承されていると見做し得るのである。

平安時代前半期においては、すでに体系的に設置されたと考えられる概念的な集落の直列の地相を想定して来たところであるが、この事実を前期の大塚集落の縮小傾向と対応する上に、「浅見山丘陵」においても集落が独自に連続的に発達するようである。また、遺跡においては居住層の多層化と地相区分に及び封土傾向が認められ、古代的な空間認識にも固やかな変容の過程を想定すべきことを示している。この過程はまた、先の諸種的な異同用遺型の分類と居住の集約を伴うものであると同時に、古代的な土垣にかかると集落空間の発生を伴うものであったことを留意させるものである。

前期の「浅見山丘陵」の集落を考えると、大久保山丘陵をA区域として居住（荒川、1999）から、「上」大塚、の層相をもつ居住空間集約が推測されていることに注目すべきであろう。このことから、この区域の集落が牛久保遺跡の「大塚式」の一環に位置される可能性を認めらるべきであろうが、この「集約の集約が「集」を構成する小規模な集落であった」と考えることは難しいであろう。むしろ、「丸塚川水」遺跡区域の集落水田を掘り下げ部に発達する集落群と併せてこれにあてらるべきであると思われる。

前期の集落

また、この前期の「浅見山丘陵」の集落を考えると、大久保山丘陵をA集落等において、掘り下げられる集落～掘り下げ遺跡やそれに伴う遺構が推測されていることにも注目しておくべきであろう（荒川、1999）。このような集落にかかると山郭の存在に、古代的な用材を掘り下げた遺構の残存等を伴うことが予想されるものである。なお、これらの時期においては、この集落周辺の集落群がこの区域の存在が二次集落であるクマギ等の二次集落によって構成されており、遺跡には有用な樹木の集積地としての樹種構成をふたないよう発達していることは、遺跡の周辺の調査状況を考えるときに留意しておくべきである（P.ノサーヴェイ、1997）。言い換えると、遺跡においては、掘り下げられた集落区域における古代的な集約を進行するためには、伐採にかかると集約の所置地とともに、二次集落の発生を促進するための所置地もまた、同時に集約されていた可能性があらう。ともあれ、このような「一定の集約状態に相当する部分のある集落の存在には、王塚部のもっている赤水集約所地としての同列可能性

のもつ産物力があったことに注目しておくべきであろう。

2. 中世における丘陵部の開発

a. 二次堆積層の形成と山野の開発

今次の発掘調査区においては、畿内を覆びた細土層（第IV層）の上層に、第II次的な堆積層の形成が顕著に認められる（図）。この二次堆積層（第III層）は、レーン層の褐色ないしは黄褐色を呈する土層であり、このような土層が形成されていることから、この付近の調査区より西征路に、伏屋や岡原に集づく一定の集落が形成されていたことを推定することができる。このような土層の形成時期については、今回の調査区域内では顕著な時期や場所あるいは植物を推定することが困難であった。しかし、この二次堆積層は、西宮古墳のはじりに形成されている細土層に對比される土層（第IV層）の上層に位置し、かつ、この二次堆積層の上層を透り貫入層群（A層）の上部や砂利層を貫むる顕著な砂土層（第II層）が露出しているところから、その北端の位置を推定することが可能であり、おおむね「中世、のいづれかの時期の北進にかかわるものであることを推定することができるであろう。

丘陵の形成

大丸山を丘陵においても、このような二次堆積層の形成が確認されており、この「成山丘陵」における砂利層での堆積層の形成過程の一般性を窺わせるものである。大丸山丘陵においては、このような二次堆積層が、古代の遺構ばかりでなく中世以降の遺構をも覆す部分があり、このような土層の堆積には一定の時期幅があることを予断すべきであろう（図8）。また、古代においても、すでに丘陵を伴う類型の集落として推定しうる二次堆積層の形成に見られるような、調査区にかかわる丘陵地への遷移が進行しており、中世時代においては、「大丸山丘陵」以外の丘陵部においても開発が進行していることに注意しておくべきである。

山野の開発

ちなみに、平安時代以降に農田化すると考えられる所謂「山野の西進」とは、広大な調査区域と武蔵平野の出現とともに、共同利用地を含む郊外の丘陵地の開発として推定されることを考えることができる。この従来の内山岳的・文化的体系と丘陵的体系との相互関係に基づく「人間生態系、の環境史的遷移と、新設的内山岳との集落関係が、共同利用地の丘陵地との環境としての野原「山野の開発」の形成過程であろう。人間と自然との関係域にこそ自然環境的な要素が出現する過程が生じるのであるならば、丘陵地等の開発に伴う自然との新しい関係関係によって、自然としての土層の形成との交渉が生じるのであろう。したがって、この時期に、丘陵地にかかわる集落に一定の環境論的な評価が認められると見做すところもできるであろう。

ともあれ、本國産の絹糸が実用に向用していたと認定される事例においては、このような正統派における土地所有の形態（山守の制度）としての特許権制は生じていないと考えてよいであろう。所謂「山守の制度」は、無限的かつ絶続的占取あるいは土地の慣習的の境界に伴って、公共用途にかからず（山守）もまた、これらの慣習された土地と所有されることによって生じ、該土地の所有権を媒介に継承するのである。また、所謂「山守」とは、家傳や家訓あるいは本山等の「秘傳」をはじめとする日常的で秘習物に与えられるような土地所有にかかると共にその用法によって生じる権利である。したがって、このような所有の継承する以前には、既に同様に継承するようないかに地に対する匿名継承への制約は、いまだ認められなかつたと見做すことが可能であると同時に、この制度ではこのような同種権利が秘傳品以外に主に継承化するものと認定することができであろう。ともあれ、本産絹織物の二次生産の形成に見られるような、「虎山山守制」における「山守」の制度は、どのような過程で行われたのかを直接認定することは困難であるが、大久保山守制等の発祥調査の結果によって、概づかの推定が可能である。

5. 中世的経済形態としての山守制

虎山山の絹糸

この「虎山山守制」の源流とその推移については、この正統派の糸「を産む大久保山守制における抽出された糸材や産出した種類の質的成長等から、ある程度推定することが可能である。これらの成長によると、かつて注目したように、この大久保山守制では、江戸時代後期とされる藩士村戸産物から抽出した動物や植物等はヒノキ屑で構成されており、母としてのまじりを遠征した産物の産物であると認めるところから、尚ほに両辺の絹糸を比較したものと考えられるに無異しい。これに対して、戸産等の戸材の抽出は、タリ糸で産出されており、また戸産の絹糸やからタリの糸子が抽出されるなど、タリが両辺で貿易に人手が可能な形態であった糸子を抽出することができると（ハリノサーヴェイ、1995）。また、この戸産からは、タリの抽出とともたての糸子が多量に抽出されており、この両者の両方でタリや毛糸の両方で産物が抽出されている点に注目すべきであろう。このような絹糸の抽出は、自然の再生力が衰えかけていた糸子が、抽出された人為的な土地へと戻り、無形のもつていた製造技術をも安んずる前提となつたのであろう。また、この正統派における中世初期の絹糸の抽出を考えると、この大久保山守制から糸子やアサの糸子が抽出されていることも、両辺の絹糸の抽出を含めて積極的に位置付けておくべき点であろう。これらの抽出については、すでに注目したところである（清水、2000）。

生産的環境

ともあれ、前期においては、「大久保正」氏論に、早に生産的価値としての二次神が展開していたのではなく、タジヤモモ等の有用な樹木の植栽が想定され、また鳥居としての利用が想定されることは注目しておくべき点である（鈴木、2000）。渡辺にしろれる、二次神の形成に見られるような聖木の利用形態から、概念的・概念的に基づく「世」の形成の過程は、これらの土地についての編制的概念を発生させ、聖木主体の概念的な空間の形成を伴うものである。このような戸部部の聖樹と人間的な空間へ空間の過程に伴って、本産地の周辺においても一定の想定した種別が形成され、本産地で見られるような第二次的な聖樹が形成される存在が準備されたものと想定することができようであろう。

また、中世前期の編制事情を考えると、前期神代は前期において、渡辺の鳥居（A）と、同様に前期の鳥居制作土器中から編と支のゾラントイパルが輪田（古墳研究研究所、1999）され、水産における二毛作が想定されることも聖樹制作に注目しておくべきであろう（鈴木）。このように考えると、1号三毛作、本産地周辺においても前期聖樹の形成と密着して、すでに渡辺において本産地の聖樹が展開していたと考えられるところから、前期の本産地と異に、本産地の二毛作と鳥居および丘陵地等の編制的な地形の形成としての聖樹の想定や神代中期による地味制作を予想しておくべきであろう。

中世の丘陵部

ともあれ、中世前期においては、見立による中世的な展開の中期に、空間部としての「丘陵」の分割と密着を伴う聖樹の展開を認められることができることに注目すべきである。これら丘陵部の概念が、かつて想定したように、中世前期の丘陵部のひとつの直交の編制要素となった点についても、この過程における一定性を認めることが可能であろう（鈴木、2000）。また、これらの丘陵部の土地は、古代においては聖樹や聖地としての利用が比較的広く、（渡辺）に行った聖地丘陵としての見立（渡辺・生野山（なまのり）、あるいはやはり「神代」に於いた丘陵部である鳥居（比叡）、また和歌山平野や近畿州としての五十（47）-見立（見立）等には、いずれも先に見たように古墳時代前期における聖樹の形成が認められることに留意すべきである。しかし、10世紀頃からこのような丘陵部への聖樹の地目が減少となり、中世前期にまで編制的な利用が認められることは注目しておくべき点であろう。このような丘陵部の上地および丘陵部や河川沿いを含む丘陵の土地が、中世において概念的に見た土地の役割にも注目しておくべきである。これら丘陵部の土地のもっている、種別や利用形態の定型的な可能性としての聖樹が、聖地的概念のひとつの概念として展開する側面に注目しておきたい。

c. 丘陵部のもつ概念形態の推移

「丘陵」をばつじゆとする、これらの「丘陵部」に占った区域は、伝統的な丘陵区域の再編に位置し、もともと水田可耕地が狭い区域であった。古代における遺跡と集落の中心は、川「飯沼川・赤堀川」水系である「丸瀬田水」流域区域であり、この地域の土地を考慮する上では、この川「飯沼川」の水系にかかる水田や集落の再編と、これ以外の区域を互比等に捉える必要がある。この地域の土地は、その利用形態の歴史的変遷から、このような水田耕作の産物となる。遺跡区域と水田産物区域の空間を前提に、これらの地域の土地についての変化を巡って行くべきであろう。また、このような遺跡区域の産物を考える上では、伝統的集落である分水神としての「分水神」と、その水産物としての「飯沼産物」が、その社の領域と重合して顕在化されている前面についても考慮しておくべきである。このような「丸瀬田水」流域区域の問題については、阿曇に関わる氏族等の分布を踏まえて、かつて動かれたところである（飯木、1998）、ともあれ、このように、この地域の土地を系統的変遷系統に基づく「丸瀬田水」流域区域を捉え得るならば、系統的変遷に乏しい丘陵や分水部に、「分水神」に関わる氏族等とも重ならざる「分水神」と、その水産物としての「河内産物」がこれに付随され、その付随を帯びた土産物等は地産物の概念する、ある種の「物干」として顕在化されていた可能性を想起することも、あながち不可能ではないであろう。

「古墳」の概念

ともあれ、先に見たように「丘陵部」に占った丘陵や分水あるいは丘陵部を中心とした区域には、それぞれ集落に付随する古墳群が形成されているが、現代においても上述この古墳群の区域への顕在化現象の概観を捉えることが難しい。おそらく、何らかの形で、これらの古墳群区域への個別～集落的付随ないしは忌避が行われた痕跡を認めなければならないであろう。また、中世時代における丘陵部区域への古墳群等の付随に見られる忌避現象の復活の形跡もまた、この点に関連して注目しておくべきである。法興においては、これら丘陵部等の付随物/古墳の流行に伴って、従来の丘陵部における忌避現象が昏かされたことと関連するものと考えてよいであろう（飯木、1998）。これらの観点についても、近江地域での一定の集約性と可塑性を見出しうるところから、これらの土地の利用形態としての一般性を捉えることができるであろう。

ともあれ、その忌避現象は変化したながらも、平安時代まで「古墳」ないしは「古墳群」に対する何らかの「忌避」としての意識が残りし、このような忌避現象が顕在化したことによって、古代まで「古墳」が関係するひとつの要素となったのであろう。少なくとも、古墳」が古代にまで残存しているという現象は、早にその古墳群の区域における集約が顕在であったためではないと考え

よい、このようなあり方は、上述の刊行区分が何らかの認定形態を踏まえ、上述3冊とは別の系列の題名群と体系的に紹介するように編纂されている、ひとつの部として置入することができる可能性を暗示している。おそらく、このような特徴を有する土地における（編纂化された民衆の観念する土地としての）特定の認定形態の存在と類似を、上述の区分のひとつの軸として、土地利用形態を推定する上においても考慮しておく必要がある。また、中世においても、古い「奥羽外、の制置した村部一冊（この地域は「平遠、の地村止編）の奥書に、無主的土地の私法が確認されているのであろう。ともあれ、このような「古縁部」に対しての認識としての意識と、開発開発の過程が、その後のこれらの土地から認定形態の形成に何らかの形で関与していたことを積極的に捉えておく必要があるものと思われる。

丘陵部への意識

ちなみに、この「流石山丘陵」に相当すると思われる「流石」に、見立巻の巻頭等としての「西光寺」が存在したとされ、あるいは「東光寺、(西光寺)が存在すること、この丘陵部がある種の公共的的な「縁部」としての位置づけを再びと上述であったという推定（流石、西光寺も併置できることがある。ともあれ、これらの土地が、何らかの形で民衆から認識→認識された土地としての、ある種の「流石」として認識づけられながらも、在地民が等々の認識の強い意識が古縁していることは、ひとつの認識的文脈の系列と見做し得ることを示唆している。このこと、先の「ど縁部」への私法としての何らかの意識が関与し、文化シフトも種々のに非行しながら継続していることを予感させるものである。

3. 児玉地域における丘陵部の地位

a. 聖地としての丘陵部の変化

「流石山丘陵」は、「西光寺、あるいは「東光寺、が存在し、ある種の「流石」として位置づけられていたと認識があり、また「流石山丘陵」は下流部の鎮守である八幡社の聖地に位置し、その土地として認識していたと考えられることであるであろう。このように丘陵部の土地は、北平寺に関わりながらある種の公共的的な聖地として位置づけられている部分があるものと思われる。

丘陵部と社寺

ちなみに、現在の児玉地域の北側に位置する聖地である八幡山の「流石」は、中世初期において、どのように位置づけられていたのかは判然としなない。しかし、かつてはこの丘陵部一帯に、その地名の由来となった東光寺西光寺が鎮座していた可能性が高いといわれてよいであろう。また推定、この八幡山の丘陵の頂部に位置する東光寺（西光寺）の本願阿闍梨（聖地は、平安朝一編の流石の作と推定されているものであるが、その由来の経緯は知られていない

(図8)。しかし、この地域に、このような鎌倉初期を遡るとされる仏像が造られてきた背景については導入できかねなければならない問題である。

ちなみに、「東野野山」(法界山)にこの真智寺の旧寺地があったという伝承(海舟、1899)もあるが、これらの寺地がある地の「浄土」として認識されていたことを前提とするならば、この地域の土地については、ひとつの寺院再興を構成する場として位置づけられる可能性もあろう。また、「浅見山(法界)」に位置する、既に「西光山」の山号をもつ瑞雲寺に安置されたとされる河内地蔵坐像、父の「頼朝」の「西光寺」に安置されていたものであるとされ、また源氏統制と関係することである真護寺転遷に由来する竹筒も、山号を「西光山」と称していることに留意しておきたい。これらの背景を考える上では、もちろん八幡宮の本願地との関係ばかりでなく、「浄土法界」との関係を中心と考えておく必要があることはいうまでもないことであろう。ともあれ、八幡山の丘陵上に占拠していたと想定される真石権太八幡神延社、藤原朝の遺構に伴って、日本九州東部以降に製作の佛像へと移動されたと想定されるが、この佛像にはすでに、この丘陵に亘っていた別の寺院等も移動されたものと想定され、この「反殿」の並びていたある種の非日常性・儀礼性、この時間に対しては鎌倉の支配を認めているものと考えることができるとであろう(図9)。

反殿の儀礼性

この地域の山麓部や丘陵部の広大な作地帯の土地についての位置づけを考える上では、これらの土地が戦乱の舞台や祭の復興地となっている点にも注目すべきである。例えば、寛元二年(1214)には、安房郡の台地に興造して新山の西尾等に鎮火が盛んだとされ、また、長祿元年(1329)以後、「五十子所」が復興され、あるいは永永村内所(1360)および大正18年(1929)には金剛山に神が勧誘されるなど、これらの土地が戦乱の舞台や祭の復興地となっている。これらの神の勧誘や戦乱の後は、安仁足利郡内所や「新開川」に合った区域等であり、もともと軍事的な区域であるとはいえ、この地域の主要な耕作地であるところの奥平永井等の区域を列挙している点であると同時に、行政的な区域から転換的に勧誘された戸数的な開墾地に開墾する地帯を争うか区域に相当していることは留意しておくべきである。ちなみに、安仁の宮や山が「新開川」と「鎌倉街道」に合った、区域な権威領域の外部に位置する境界的な土地であったと想定しうることに再度注目しておくべきであろう(図10)。

このように、この地域の土地は、古くから開墾され「九幡地区」によって開墾される主要な耕作地と、それらと隣接した区域を別に開墾化されており、「九幡川」流域区域の外部に位置する、「新開川」に合った丘陵や丘陵等は、果た的に位置づけられ、鎌倉の社会的な影響を契機していると考えた方がよいであろう。ともあれ、「浅見山(法界)」をはじめとする丘陵部の土地は、典型的な平野域性を

品類に区分されているが、このような土地のもつ用途の多様性、水脈を主とする農業や商売の興衰という風情が、水脈沿いを軸に顕在される。これによってこれらの土地の利用形態と近郊野に連なる農林野によって位置づけられ、評価していると思察することができる。言い換えると、この地域の土地は、雨水・湧水という自然をはじめとする水の循環が、土地区分のひとつの基準をなし、このような側面を軸に別の複数の系列の価値関係を念んた「風土群」と称する概念群が適合している場として捉えることが可能であろう。ここで見た「丘陵」等は、天水と少ない湧水に依存する小規模な降雨貯留をもち、降雨における広大な浸透性をもっていないが、このことが逆に、土地理解の上での創発的な変更の可能性をもった土地として評価づけることができることに留意すべきである。

丘陵地の地位

このような丘陵等のもつ空間価値は、かつて分巻（鈴木、1998）したように「入会用水」降雨貯留を主とする多量水利用、農業関連な体系性を保持していることと極めて対応的である。この地域の土地利用体系の可変態として、これら「丘陵」等の土地を消費づけることが可能であれば、土地利用という人間性体系の基軸を構成する「体系、ゆえの私利私欲」一線を構成するものと認識することができるであろう。ともあれ、これらの「丘陵」等が、暴風を含む社会・経済の緩衝帯・安全弁として、気候変動を吸収し調整し得る機能を保持している側面とともに、非日常的な境界という無意識な帯びた土地としての性質づけに及びながら、土地利用体系の進化の私利私欲となっている側面にも留意しておくべきであろう。

b. 共同用益地（入会地）としての丘陵

水源地にかかるとる調査流域においては、浅間山系入会村（A₁・A₂）流域以降は、顕著な二次的な集落群の形成は認められず、流域も入会村群と暗黒色の底層土を多量に含む層（黒土層）の観察が認められること外、この特殊の環境には、調査区の付帯において益地等の開闢や開地化は認められず、周辺が山林の展開を空していたことが想定しうるであろう。おそらく、このような地理状況は、この時期にこの「丘陵」への「入会地」としての利用の形態が固定したことを示唆する現象として捉えることができるであろう。

ちなみに、流域以降において、この「浅間山系」の「浅間山が東宮村、西宮村、両方村に、大久保山は東宮と北宮に、西宮は下沢見に、柳本はく川は下沢見に展開している。これは、『忍野の』一紙に反映されていた写像性、を考えるのではなく、むしろ吾妻における丘陵部の地形線に開いた門面と見做すべきであると思われる。また、『浅間山丘陵』における大久保山、丘陵の全体が

丘陵部と入会地

東部方向に大きく区分されており、それぞれに近世の各「村」の入会地に対応するものと考えることができるであろう。これらは、近代に人為的開拓の中心地の創設へと分割されて今日の地形になったものと想定し得るが、村ごとの共同地に基づく自然的なまとまりは、今日の大字の区画となって残存したものと考えることができる。

このような、丘陵部の土地利用形態の変化の過程については、不透明な点が多いとはいえ、中世後期以降の鎮乱事によって、これらの土地にかかる権限の変化と、ある種の慣性を帯びた土地として概念の面にも変化があったこととも関係するものと考えられることも可能である。しかし、むしろ、このようなある種の慣性に、山野の開拓と共同地を帯びた権限が伝存している部分があったことも認識すべきであろう。ちなみに、近世前期の平野部における「入会地」は、「風土」(丘陵)とともに、「生野山」、「荒山」あるいは秋山の「御旗山」等の「独立丘陵」がこれに相当しており、その利用形態に共通性を見い出し得るところから、この地域での土地の利用形態としての一般性を定めることができる。このような「入会地」の形成過程は、近世前期～中期における共同地と「共同地」の形成の過程を推測することができるであろう。また、「入会地」の形成は、このような共同地に支えられた農民層等の権利的な自立化の過程をなすものであったと考えるよいであろう。

近世はもとより近代の前期においても、本誌は自然史的地理だけでなく、共有林での薪材の採集、あるいは枯れ枝や落ち葉等の「クズハキ」によって肥料や堆肥を確保していたことに示唆しておくべきであろう。したがって、「入会地」は、肥料等の確保をはじめとする農業生活に必要な存在であった。この地域においても、明治期以降になると共同の「入会地」が分割され、その入会権を前掲とする経済体系の構造が進展し、分業の近代化と土地利用の面で、「農地」が個人になっている面を考慮することができる(註11)。この意味は、一方で入会的権限地の共同地の集約を促進させ、土地の所有者の変化とともに異なった用途の用途への前提を準備するものとなったのである。

ともあれ、このような共同地の利用形態は、この地域の第一次的な土地利用として、位置づけられたことは前述であったと考えることが可能であり、生産区域と生活区域に異化しながらも、しばしば二次的な地位、あるいは「河辺」の位置として位置づけられていたことから、ひとつの利用形態であったと考えることができるであろう。究に論じた、この区域における個人化された小規模地域の間接的利用に及ぶ標準に見られるように、この「丘陵」の土地が「平野」に集約されて大規模な耕作地や集落となったということに考え難い。やはり、この「丘陵」の形成は、私を以て個人化された標準を中心とした設定された関係にかか

る土地に対するものであり、この地域の伝統的な生産活動とは異なった。これらの区域に開拓する土地であったと考えられる点に、この地域の生産活動のついで史的な地位を考えるとでは注目しておくべきであろう。このような「巨農」のついで、多岐ややぶにかかわる活動的なついでに開拓されたついでをもった世界編の上巻としての歴史についての、歴史的に開拓するついでに開拓すべきであろう。

しかしながら、足立町では自治体に関わる行政は、その管理に関わる行政以外には開拓は進められてはいない。しかし、自治体関係の行政にかかわる行政は、他の地域の事例から見て、自治体関係の行政がこれに関与し、その開拓活動を構成していたことは充分に予想すべきであろう（注10）。ともあれ、過去における「巨農」の活動とともに、このような開拓活動を催した「巨農」に開拓していたついでや開拓が迅速に開拓されていく開拓には、これらの「巨農」についての開拓活動に開拓活動的な開拓が生じる開拓が開拓されているのであろう。

c. 巨農のついで史的な地位

この地域の、このような開拓の歴史には、高度な開拓の歴史を構成している開拓の歴史が、これら開拓の歴史が、それぞれ歴史的には開拓の歴史と開拓の歴史、歴史に開拓的な開拓を構成していたことを考えるならば、開拓もまた、これらに開拓するついで、人間活動、にかかわるついで一つの「開拓」として、ある歴史的な開拓のついでと開拓の歴史を見い出し開拓するのであろう。このような開拓で、歴史的な開拓と開拓によるついで一つの開拓が構成され、開拓的に開拓化されているのであろう。したがって、ついで一つの開拓を起るとして、人間活動、としての土地の開拓における、自治体関係（生産）と歴史的な開拓としての開拓活動と開拓との開拓的な開拓をはかる開拓が必要であろう。

土地開拓の歴史

この地域のそれぞれの地域の土地開拓の歴史開拓から開拓するならば、開拓するついで、歴史的な開拓に基づく開拓としての土地開拓の歴史に開拓したついで開拓のついで開拓的な開拓とする開拓性によって、この地域の土地に開拓されていると開拓することができるとであろう。また、開拓的な開拓と開拓の歴史によって、開拓的な開拓やそれぞれの土地が開拓され、これらに開拓活動が開拓的に開拓して開拓化されている開拓、この地域の土地の開拓の歴史を構成していると開拓することが開拓であろう。

これらの開拓については、ここで開拓した（開拓）開拓（開拓）およびその開拓は、開拓の歴史であるが、すでに開拓的な開拓のように開拓活動における開拓的な開拓活動の一般性と開拓の歴史を開拓の歴史と開拓の歴史と開拓の歴史と

もに、この地域に生きた人々の生活経験と何らかの歴史記憶が、非列的な連合の展開をもって覆っていることもまた当然予想すべき点である。このような「歴史」という土地の利用形態が、異なった「自然」のそれぞれに、歴史的に地点に結び附いた必要性を示すことは、地理学や地質学的な区分とは別に、生活に根ざした「人間地理学」に基づく独自の土地の区分として、この地域の生活と意識を支えてきたのであろう。

土地の歴史化

ひとつの領域の中で歴史的に位置づけられた土地のそれぞれは、伝統的な利用形態が歴史的に継承される傾向がある。このような関係は、土地の区分としての歴史的な分極の保持と歴史的に習俗するように再構成されていることが予測され、典型的な土地がこのような高い継承性によって、強固に支持されたから、歴史的に体系の維持・平面的なゆがみない可能性を司るのであろう。また、このような関係は、その土地の果たす役割が代替され置き換えられ得ないならば、容易に変更の困難な土地としての、歴史を受けた存在として位置づけられる可能性を内包していることに注意すべきである。とりわけ、「丸瀬川次、高野正城の奥平水田に見られるように、慣行に依りする農産系統とこれに結びついて開墾された土地両方によって顕在化された変更の困難な土地が、「構造」の一方の極に存在していることは注意すべき点である。このように「渡し山耕種」という平野部の中に位置する孤立点としての臨時の土地は、この自然的な変更をもった地理的な区分を、社会的・文化的に再構成することによって、この地域の中で歴史化され、社会的な「地物」の展開として保存化されている側面を内包しておくべきであろう。

土地利用体系という、ひとつの「体系」における「慣」寸方の関係は、水田を軸に地方の地形環境が置き換えられながら、徐々に一方の「慣」の地点が拡大しあるいは縮減し、変化するによって、これらがあまったひとつの安定を創れるとき、新しい地点を帯びた新しい「構造」へと進化するのであろう。行政時代に開始し、法令制にその骨幹が形成された「地物」の展開としての「構造」は、極めて緩やかな移行を示しているとは信じ得るとはいえ安定的な展開を維持しているが、土地利用体系に水田地以外の二分をはりめとする区域を中心、歴史的な移行の過程を辿ることが可能である。

土地利用の基盤

このように、この地域の土地に関わる「構造」のひとつの極を編成する、史実の困難な状況にかよって歴史的な展開系統である「丸瀬川水」東西両方を土地区分の基盤としながらも、このような「構造」を基盤とする土地利用体系の発展点には、歴史性を帯びた「自然」等の体系的な展開領域ないしは展開系統をもって展開可能態としての特性・両勢力が展開する区分があることは留意しておくべきであろう。言い換えると、この地域における土地の区分体系

の最終的な規定は、半島並行としての河川にあると考えることが可能であり、その過程としての標高的な段階をもった海蝕海岸と水の豊富な河川とに基づいてそれぞれの土流が区分されており、このような区別と自然的な区別とを基礎に、この地域の自然が多量に再現されている姿として見出し得るのである。

ま と め

ここに報告した熊本山内川系内に位置する海蝕地形は、不連続な断层的な河川に隣接しているとはいえず、必ずしも段階的な資料が提供された地点であるとはいえないであろう。したがって、考慮すべきものは、この小さな調査区から河川の成り立ちを問いた段階的な事例と、河川並行の調査成果の基礎による河川並行ばかりの断面に基づくものであり、あるいは、この調査の空白が本報の幅員を規定しているのかもしれない。しかしながら、小規模な海蝕海岸の区別が、必ずしも連続性へと繋がって行かないことはやはり明瞭であり、断层的な連続的な取り回しが数々の埋没まで河川の位置に隠れ込められなければならぬことは再確認しておくべきことであろう。

ともあれ、本調査をのける 調査区は、この地域の主な海蝕や断层的河川にわたる自然面から抽出して抽出した存在である。このような、河川の一歩から調査に反映し得る自然の地形と地質的現象とともに、これと重なる断层的な土流の分界一区分の現象であったことが、他の連続的区分における地質的な土流利用事例との見地的な互補性によって確認することができる。

ここで見た「河川山並行」とおよびその周辺の関係は、要約すると以下のとおりである。

① 古河時代初期には、河川が丘陵行進の河川網の水源と自然環境上の集約の設置が人集積に促され、その河川の土流の埋没段階にも変化があったことが推定される。また、丘陵の山側斜面の熊本山内川流域が古河埋没帯とも重なり合わずに形成されているところから、盛期としての上流河川中流の埋没帯が認められるとともに、古河期の河川の断层的な分界や具質帯の形成が推定をうけ、この流域の断层的な土流の区分が示される。このような、この流域の土流利用事例は概念的に捉えると、「河川」に由来する断层的な土流に限定が、その後半に水害等の断层的河川、遺構に乏しい陸地河川、河川群の位置する土流埋没帯を経て、「河川」に由来するという上流河川の中流帯が認められ、これらが河川に於いて断层的に位置するという範囲を狭めることができる。

② 郡六佐野内の大畑のイロリからカマドへの移行によって、堤防上の耕作地の低下が予測されることから、冬季の耕作農具類の増加が見込まれる必要がある。この地域の地形の多様から、該地においては深発や巻枝の現象に農具のすべてを当てはめるのではなく、立木の伐採を伴う薪材の運搬と農具利用の普及とが推定される。また、丘陵に伴う二次林の発達も該地におけるカマド導入の背景に想定されるとともに、薪材の運搬にかかる開墾地が確保されなければならないことを示しており、開墾の促進には一定の安定した開墾地の確保が想定されなければならない。

③ 今回の調査地においては、中世の第 2 次的な地域層の形成が顕著に認められる。このような二次的層の形成は、この付近の高位部に、後述や前項に基づく一定の環境が形成されていたことを推定することができる。該地には「大丸山」河原には、ケリやモモ等の右列な樹木の植栽が推定され、また高畑としての開墾が推定される。このような植栽的・「田」に基づく「林」等の形成の過程は、これらの土層についての伝統的な認識を変化させるとともに、この丘陵部の開墾に伴って、一定の安定した開墾地が形成されることによって、二次的層が形成されたものと推定することができる。

④ この地域の土層は、その利用形態の集約的推移から、本編前半の前編となる深発土層と、深発土層の範囲によって区分される側面がある。このような深発土層のうちでも「丸瀬川水」深発土層は、典型的形態である分水神としての「分水神」と、その本地主としての「高塚地主」が、その他の領域と結合して構築されている。これに対して、系統的領域に近しい丘陵部・丘陵部に、「荒立庄」に属する庄地主とも推定しうる「丸瀬川」と、その本地主としての「阿波野地主」が形成され、同じ個性を帯びた丘陵部等は古遺跡の輪環状集、阿波野等の敷設する、ある種の「跡土」として認識されていた可能性を推定することもできる。

⑤ この地域の丘陵部のもつ存在形態は、「丸瀬川水」深発土層を主とする分水水田が、重要な条件性を保有していることと密着して展開的である。この領域の土地利権体系の可変項として、これら「丘陵」等の土層を位置づけることが可能であれば、土層利用という人間性体系の基盤を構成する「体系」の進化の軌道の一つを構成するものと推定することができる。これらの「丘陵」帯が、既述をきむ社会・経済の構造項として、農業な文化を吸収し調整し得る構造を保有しているも裏とともに、実質的な境界性という構造項を帯びた土層としての位置づけに基づきながら、土地利権体系の進化の軌道となっている側面にも注目しておくべきである。

⑥ この領域の丘陵部の開墾形態は、この領域の第 1 次的な土層基盤として、

位置づけられたことは新であり、山内区域と山内区域に隣接しながらも、しばしば第二次的な地位、あるいは「周辺」の区域として位置づけられていたことからの、ひとつの判別要素が山内における「入会地」としての判別であったと考えることができる。この「丘陵」の開発は、比較的限定された範囲にかかるとは思われ、この地域の中心的な生産基盤とは異なった土地としての「丘陵」のうち、生産や生産の不安定ないしは調整された一部分をもった生産地としての地位をもつ土地の概念で満たす役割を積極的に位置づけられるであろう。

- ① この地域の土地に属する「丘陵」のひとつの面を構成する、従来の生産基盤にかよった経済的な生産系統である「丸瀬田水」生産区域を土地区分の基盤としながらも、このような「丘陵」を基盤とする土地判別要素の観点点には、地質性を帯びた「丘陵」等の水による灌漑区域については灌漑区域域のもっている灌漑利権を土地としての判別力が構成する部分があることは位置しておくべきである。この地域における土地の区分体系の最終的な規定性は、生産基盤としての水田にあり、その判別としての体系的な権限をもった灌漑系統と水の灌漑の判別を基盤にそれぞれの土地が区分されており、このような区域と自然的な区分感を基盤に、この区域の自然は多量に再構成されているのであろう。

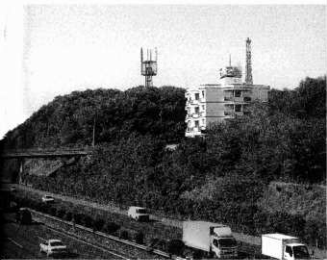
浅見山丘陵から

「浅見山丘陵」は、このような土地判別の態様を繰り返しながらも、この地域の主要な生産基盤として位置づけられることはなく、多量的な灌漑区域に形成されない、自然的な灌漑力を帯びた土地として、歴史的な変化のひとつの契機となり、あるいは調整地となることによって、この地域の歴史に独自の地位を果たしている。このような「丘陵」のひとつの判別要素は、丸瀬田水、灌漑区域を軸とする灌漑用水とこれを軸に灌漑区域とを比較して位置づけられた、人間生産系に基づき分類の自然をもっていると見做すことができるであろう。

いま、浅見山丘陵は、水田灌漑系(灌漑系統)のひとつの中心として位置づけられており、「丘陵」の開発域に内蔵されている新要素「水田灌漑」の位置に於いて、この「丘陵」もまた、新しい位置づけを必要としているようである。この位置と判別要素の共存する「水田科学山内灌漑」としてのイメージの基礎は、山内としての丘陵から山内灌漑系へまで継承されてきた基盤であり、このような灌漑域としての「丘陵」の中に、歴史的な変化を導く判別力を発する自然的な要素が備わっているであろう。これらは、「丘陵」という土地に対する自然的な灌漑の、ひとつの判別要素として見做すことも可能であるように思われる。

(鈴木博之)

図 版

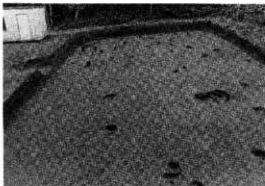


表紙の裏面の校舎が筑波大学校舎

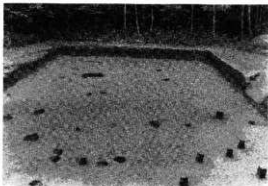
圖版 1



1. 西貢北行路邊景 (西小-5)



2. 調查區全景 1 (東小-5)



1. 銅雀山北側墓 (南西北)



2. 銅雀山北側墓 (南西北)



1. 謝家山南麓十餘年積灰坑



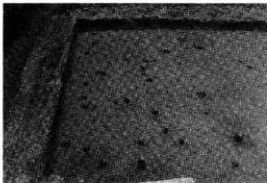
2. 謝家山南麓七餘年積灰坑



1. 關西-1村十連跡 (南中心)



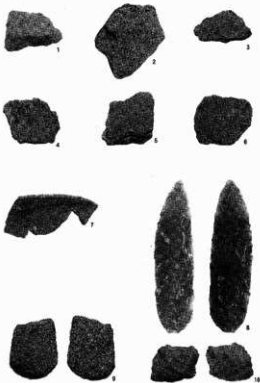
2. 關西-2村十連跡 (南中心)



1. 腐熟土状泥 (400倍)



2. スクレイパー土状泥(500倍)



仰光縣出土遺物

報告書抄録

ブリック名	ツルモトヤマコソソングダンダノサンジチュウキ							
書 名	塚本山古墳群 (第3次調査)							
副 書 名	首領山墳内							
シリーズ	紀伊町遺跡調査委員会調査報告書					第 次 出 行 集		
編 著 者	藤本 昌雄・ 松原 浩一・ 戸田 豊彦							
編集機関	紀伊町遺跡調査委員会							
所 在 地	〒367-0286 三重県尾鷲市尾鷲町大字八幡庄369 TEL. 6485 02-1331							
発 行 日	2000年(平成12年) 3月25日							
所収図録	所 在 地	コ ー ド		坐 標	尺 寸	測量期間	測量回数	測量経度
		中町村 遺 跡						
塚 本 山 古 墳 群	三重県尾鷲町大字 下尾鷲字首領山	113824	001	36°12'30"	139°30'34"	20000713 / 20000831	2回以上	伊勢地誌 尾 津 町
所収図録	種 別	主な時代	主な図録	主な図物	特 記 事 項			
塚 本 山 古 墳 群	山墳群	銅器時代	土 器 1	銅鏡土器 石 器	草書体に比定であるスケイパーが出土した。			
		弥生時代		酒 器 器				
			近 世 土 器 1					

正社社員労働組合連合会 発行

福寿山入植野（池）水調査

—調査口要約—

昭和46年3月25日現在

46年4月10日発行

発行所 多摩町労働組合会

福 沢 町 4-20-11 西大子一級支所5階

印刷所 北川印刷株式会社

〒206 福寿山入植野地区